

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律 105 号）とは

資料 1 3

制度の定義

生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの

主な対象者

現在生活保護を受給していないが、生活に困窮しており、支援を実施することで自立が見込まれる者。

制度の目指す目標

1. 生活困窮者の自立と尊厳の確保

- 本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- 本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- 生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保の特に配慮する。

2. 生活困窮者支援を通じた地域づくり

- 生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。（既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく）
- 生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係でなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

■ 自立相談支援事業

< 対個人 >

- ・ 訪問支援等（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ・ 生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・ 一人ひとりの状況に応じ、自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成

< 対地域 >

- ・ 地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

本人の状況に応じた支援

再就職のために居住の確保が必要なもの

■ 住居確保給付金の支給

- ・ 就職活動を支えるため家賃費用を有機で給付

居住確保支援

就労に向けた準備が必要なもの

■ 就労準備支援事業

- ・ 一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練

↓ なお一般就労が困難なもの

柔軟な働き方を必要とするもの

□ 認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

- ・ 直ちに一般就労が困難なものに対する支援付きの就労の場の育成（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

就労に向けた準備が一定程度整っているもの

■ 生活保護受給者等就労自立促進事業

- ・ 一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

就労支援

緊急に衣食住の確保が必要なもの

□ 一時生活支援事業

- ・ 住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

緊急的な支援

家計から生活再建を考えるもの

■ 家計相談支援事業

- ・ 家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

家計再生支援

貧困の連鎖の防止

■ 子どもの学習支援事業

- ・ 生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

子ども支援

□ 関係機関・他制度による支援

- 民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

その他の支援

ほっとシティ東村山の事業

* 自立相談支援事業 *

生活に困窮している方のワンストップ型相談事業。相談者に対して、第一段階として自立相談を受け、アセスメントを行う。継続支援が必要な場合は、プラン作成をし、自立に向けた支援を行う。他の機関の支援が必要な場合には、相談者のニーズの合う機関へ繋ぐ。

【平成28年度実績】

• 新規相談受付件数：523件 • 来所者総数（延数）：3,445名 • 一日平均来所者数：14.1名

* 就労支援 *

既存の支援であったハローワークと連携を取り実施する就労支援に加え、「ほっとシティ東村山」にて独自に企業開拓し、紹介・あっせんを行う職業紹介事業を開設した。

→生活困窮者のニーズ（日払いや寮付きの就労）に合った就労支援を展開

【平成28年度実績】

• 就労対象者数：142名 • 就労決定件数：103件

* 住居確保給付金 *

この事業は、住宅支援給付として平成21年10月より、リーマンショック後の失業者対策を目的に緊急雇用創出臨時特例事業として開始。離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。

【平成28年度実績】

• 支給決定件数：3件

* 就労準備支援事業 *

生活困窮者と生活保護被保護者を一体化して実施。長い間就労していない等、就労の準備が整っていない方に対し、生活習慣形成のための指導・訓練を行う「生活訓練」、就労の前段階として必要な社会的能力の習得を目指す「社会訓練」、中間的就労の場の提供や、一般雇用への就労活動に向けた技法や知識の習得等の支援を行う「就労訓練」といった支援を行っている。

【平成28年度実績】

- 支援決定者数：38名
- 中間的就労、一般就労決定者数：11名

* 学習支援事業 *

子どもの貧困の連鎖の防止のため、基礎学力の向上や学習習慣の確立、社会的な居場所の創設等を目的として生活困窮世帯の児童に対し、学習支援を行う。

【平成28年度実績】

- 利用登録児童総数：108名
- 利用者数（延数）：4,626名
- 一日平均来所児童数：16.2名

* 家計相談支援事業 *

現状の家計管理に問題を抱える方に対する、一か月の収支について助言等を行う支援に加え、より専門的な債務整理支援や資産活用支援、家計簿作成支援を実施。

→平成28年度より実施している職業紹介事業を含めた就労支援と家計支援の二本柱にて収支のバランスを整え、自立の促進を図る。

開設した結果

- 生活保護世帯数：平成27年度以前は、毎年100世帯ほどの増であったが、開設後ほぼ横ばいで推移。
- 「ほっとシティ東村山」が開設したことで、専門の相談員による生活困窮者に対する支援の幅が広がり、自立相談係は生活保護相談に特化し、迅速に生活保護の申請を受けられるようになった。
- 事業を通して、社会福祉法人やライフラインなど地域の機関とのネットワークの構築が可能となった。